【資料3】

鹿児島県内水面 漁場管理委員会資料 令和6年8月8日

【議題3】

令和6年増殖実績の中間報告について (報告)

令和6年增殖実績一覧表

	増殖実績	[一見衣		描述口抽工	が中佐	(選/去)			
漁業権番号 漁 協 名	項目	あゆ	こい	増殖目標及	ひ美額 うなぎ	(単位:kg) やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび
第1号	中間実績	600	\ 0	2) A	0	0	0 9 13 1 =	0	0
	目標	600	0	10	50	30	150	5	10
広瀬川	(%)	100%		0%	0%	0%	0%	0%	0%
第2号	中間実績	208	0	070	40	070	0	070	070
高尾野	目標	150	0		40		50		
内水面	(%)	139%			100%		0%		
第3号	中間実績	139%				·····································	U%		
歩いち		00				X 🗆	50		T T
高松川	目標	30	0		30		50		
77.4	(%)	0%	_		0%		0%		
第4号	中間実績	150	0		0		200		0
川内川	目標	200	0		50		200		10
	(%)	75%	_		0%		100%		0%
第4号	中間実績	50	0		200		0		0
川内市	目標	50	0		200		150		5
内水面	(%)	100%	_		100%		0%		0%
第5号	中間実績	20	0	0	0				
川内川	目標	20	0	10	5				
	(%)	100%		0%	0%				
第5号	中間実績	20	0	0	10				
川内市	目標	20	0	10	10				
内水面	(%)	100%		0%	100%				
第5号	中間実績	20	0	0	0				
川内川	目標	20	0	10	20				
上 流	(%)	100%	-	0%	100%				
第6号	中間実績	250	0		60	30			
川内川	目標	230	0		80	30			
上 流	(%)	109%	-		75%	100%			
第8号	中間実績	35	0		0		0		0
川辺	目標	80	0		40		200		15
広瀬川	(%)	44%	_		0%		0%		0%
第9号	中間実績	150	0		13		0		
甲突川	目標	150	0		20		250		
中天川	(%)	100%	-		65%		0%		
第10号	中間実績	30	0		20		0		
H 111	目標	30	0		20		30		
思川	(%)	100%	_		100%		0%		
第11号	中間実績	60	0		0		0		
	目標	60	0		20		20		
別府川	(%)	100%	_		0%		1		
第12号	中間実績	66	0		0		0		
	目標	180	0		30		1		
網掛川	(%)	37%	_		0%		_		
第13号	中間実績	120	0		0				
日当山	目標	650	0		50				
天降川	(%)	18%	_		0%				
第13号	中間実績	197	0		0				
	目標	400	0		40				
松永	(%)	49%			0%				
第13号	中間実績	. 5 / 0			未幸	· 告			
	目標	30	0		20				
手篭川	(%)	0%			0%				
第14号	中間実績	370				报告			
	目標	100			10	н	50		
検校川	(%)	0%			0%		0%		
第15号	中間実績	200	0		10		0		
	目標	100	0		10		50		
安楽川	(%)	200%			100%		0%		
	中間実績	2176	0	0	353	30	200	0	0
合 計	目標	3100	0	40	745	60	1201	5	40
	(%)	70%		0%	47%	50%	17%	0%	
	(70)	70%		U%	4 / %	30%	1/%	U%	U%

目標に対する放流実績が50%未満のもの

令和6年8月日

各内水面漁業協同組合長 様

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 鹿児島県商工労働水産部水産振興課長

増殖義務の履行について(通知)

日頃より内水面漁業の振興に御尽力いただき感謝申し上げます。

このことについて,第5種共同漁業権の免許を受けた者は,漁業法第168条の 規定により,増殖に適した水面において,放流等の増殖を行う義務があります。

しかしながら、本年は稚あゆ採捕の不漁等により、種苗の確保が困難であることを理由として、増殖目標を達成できない場合が想定されるところです。

漁業法第168条でいう「増殖」とは、種苗の放流以外にも人工孵化放流、親魚の放流、産卵床造成のほか、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流などもこれに含まれます。

ついては、増殖に必要な種苗が得られない場合は、これらの種苗放流以外の取組により増殖に努めてください。

なお、目標を達成できず、放流以外の取組も行わなかった場合、増殖を怠っていると判断され、漁業法第169条により漁業権の取消し処分になるおそれもありますので御留意ください。

<連絡先>

漁業調整係 担当:村田,山神

TEL: 099-286-3428

E-mail: gyochou@pref.kagoshima.lg.jp